

表14 時間外勤務命令の上限規制制度の状況(令和6年4月1日現在)

時間外勤務命令の上限等とは、国家公務員における人事院規則15-14第16条の2の2第1項に規定する「超過勤務命令の上限時間等※」、同条第2項に規定する「特例業務の適用」及び同条第3項に規定する「要因の検証等」に相当する措置をいいます。

※原則、月45時間以下、年360時間以下。他律的業務の比重が高い部署においては、月100時間未満、年720時間以下、2～6月平均80時間以下、月45時間超は年6月まで。

○ 時間外勤務命令の上限規制制度の導入状況(条例・規則等の整備状況)

(単位:団体)

区分	団体数	他律的業務の比重が高い部署の指定	特例業務	要因の整理、分析及び検証
県内市町村	62 (100%)	60 (96.8%)	62 (100.0%)	62 (100.0%)
全国市区町村 (指定都市除く)	1,721 (100%)	1,403 (81.5%)	1,681 (97.7%)	1,655 (96.2%)

- (注) 1 「他律的業務の比重が高い部署の指定」欄には、人事院規則15-14第16条の2の2第1項第2号に規定する「他律的業務の比重が高い部署に勤務する職員に対する上限時間の設定」に相当する規定が整備されている団体数を計上している。(部署単位のほか、業務、係、個人単位によるものも含む。)
- 2 「特例業務」欄には、人事院規則15-14第16条の2の2第2項に規定する「特例業務」に相当する規定が整備されている団体数を計上している。
- 3 「要因の整理、分析及び検証」欄には、人事院規則15-14第16条の2の2第3項に規定する「要因の整理、分析及び検証」に相当する規定が整備されている団体数を計上している。
- 4 ()内は、団体区分ごとの団体数に占める割合である。

○ 時間外勤務命令の上限規制制度の運用実績

(単位:団体)

区分	団体数	他律的業務の比重が高い部署の指定	特例業務	要因の整理、分析及び検証
県内市町村	62 (100%)	34 (54.8%)	34 (54.8%)	42 (67.7%)
全国市区町村 (指定都市除く)	1,721 (100%)	700 (40.7%)	944 (54.9%)	1,136 (66.0%)

- (注) 1 「他律的業務の比重が高い部署の指定」欄には、令和5年度中において当該指定を行った実績が有る団体を計上している。
- 2 「特例業務」欄には、令和5年度中において当該業務の実績が有る団体を計上している。
- 3 「要因の整理、分析及び検証」には令和5年度の時間外勤務実績に対する実施の有る団体及び令和6年度にかけて実施中・実施予定の団体を計上している。

○ 要因の整理、分析及び検証の実施方法

(単位:団体)

区分	団体数	特例業務により上限時間等を超えて時間外勤務を命じられた職員についての記録	左記の記録の活用	職員や所属長に対する面談・ヒアリング
県内市町村	42 (100%)	38 (90.5%)	35 (83.3%)	34 (81.0%)
全国市区町村 (指定都市除く)	1,136 (100%)	1,027 (90.4%)	965 (84.9%)	888 (78.2%)

- (注) 1 「団体数」欄には、【2運用状況】で「要因の整理、分析及び検証」の該当がある団体数を計上している。
- 2 「職員についての記録」欄には、職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について(平成6年7月27日職職—328)第十 宿日直勤務及び超過勤務並びに超勤代休時間の指定関係の16項に規定する上限時間等を超えて超過勤務を命じられた職員についての記録に相当する運用を行っている団体数を計上している。
- 3 「左記の記録の活用」欄には、上記2の記録を活用して要因の整理、分析及び検証を行っている団体数を計上している。
- 4 「職員や所属長に対する面談・ヒアリング」欄には、要因の整理、分析及び検証に必要な情報を収集するために、上限時間を超えて時間外勤務を行った職員やその所属長に対してヒアリングを行っている団体数を計上している。